

安心と安全のセカンドライフのために

小田急社友会・団体保険のおすすめ

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

保険期間 令和6年6月1日午後4時～令和7年6月1日午後4時（1年間）

PDF ファイルの「団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) パンフレット別冊」を必ず下の二次元コードからダウンロードまたは印刷いただき、あわせてお読みください。

この制度で、被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲については、パンフレット別冊9ページをご覧ください。



割引率・保険料の変更

今年度、割引率が変更となりました。割引率の変更に伴い、保険料も変更しておりますので、必ずご確認ください。

団体割引20%適用 (※) !!

(※)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

申込
締切日

令和6年4月19日 (金)

加入申込票、預金口座振替依頼書が提出先に到着する日

加入申込票
提出先

株式会社小田急保険サービス

新規加入、加入内容変更（脱退含む）をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。



保険料の払込方法

- 保険料払込方法：令和6年8月26日頃に、ご指定の口座から引き落としさせていただきます。（一時払）



自動継続の取扱い

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

前年からご加入で加入内容を変更希望の方は、加入申込票に変更後の全内容（同一条件ご継続分も含めます。）をご記入ください。

「団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) パンフレット別冊」は、書面ではなく WEB (PDF ファイル) での配布となりました。

募集文書は、右記二次元コードに掲載しており、保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照ください。

なお、「団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) パンフレット別冊」はダウンロードのうえ、ご加入者ご自身の端末に保存または印刷ください。従前どおり、書面での募集文書配布を希望される方は代理店・扱者までご連絡ください。ご加入・変更手続き等は加入申込票より実施ください。



代理店・扱者

株式会社小田急保険サービス

〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野3-8-1
相模大野ステーションスクエア B 館9階

TEL:0120-15-1831

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第五部 第二課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL:03-3259-4010 FAX:03-3259-7306

小田急グループ共済組合

小田急社友会・団体保険の概要



1 入院・通院は1日目から補償！

- ケガの場合は万一の入院はもちろん、通院だけでも1日目から補償が受けられます。
- 日帰り入院も補償され、短い入院でも安心です。
- 更に最初の7日間は傷害入院保険金日額または傷害通院保険金日額の2倍をお支払いします！



2 自転車事故などによる「賠償責任」はご家族^(※1)も補償！ 負担の大きい示談交渉^(※2)もお引受け！

(個人型 A・B・C・J・Kセット)

(夫婦型 D・E・F・L・Mセットにご加入の場合)

(※1)配偶者、本人または配偶者と同居の親族、別居の未婚のお子さまも補償の対象です。

詳細はパンフレット別冊4ページをご覧ください。

(※2)日本国内において発生した賠償事故が対象です。

3 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする 津波(天災危険)によるケガもしっかり補償！



4 携行品損害を補償(個人型でC・Kセットにご加入の場合のみ)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、被保険者が住宅外で携行している身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

2つの改定



改定1

割引率が合計 **32%** から **20%** に変更となりますので「社友会・
団体傷害保険プランの保険料」が変更になります。

昨今の保険金お支払い実績が増加したため、損害率による割増引率が変わりました。

本制度は福利厚生制度の一環として運営していますが、今後も安定して制度を維持していく観点から、次回継続時に加入内容の変更をお願いする可能性がありますので、あらかじめご了承願います。

改定2

「団体総合生活補償補償(MS&AD型)パンフレット別冊」は、
書面からWEB(PDFファイル)での配布に変更となります。

募集文書は、右記二次元コードに掲載しており、保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照ください。

なお、「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」はダウンロードのうえ、ご加入者ご自身の端末に保存または印刷ください。

紙のパンフレットをご希望される方は、代理店・扱者の小田急保険サービスまでご連絡ください。ご加入・変更手続き等は加入申込票より実施ください。



補償内容



この保険は、ケガの保険です。
次のような場合に保険金をお支払いします。



ケガにより 180 日以内に
後遺障害が発生したとき
または亡くなったとき



ケガで
入院したとき



ケガで手術を
受けたとき



ケガで
通院したとき

(注) ケガのみセットのため、病気の補償はありません (J、K、L、M の各セットの場合、特定感染症は補償されます)。
補償内容は下表でご確認ください。

個人型 (加入申込票に記名の方(ご本人))^(※1)

補償項目		ケガのみ					
		A	B	C	J	K	G
傷害保険金	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※2)	420 万円	571 万円	615.5 万円	571 万円	615.5 万円	203 万円
	傷害入院保険金日額	2,500 円	4,000 円	8,000 円	4,000 円	8,000 円	2,500 円
	傷害手術保険金	①入院中に受けた手術の場合… [傷害入院保険金日額] × 10 ②①以外の手術の場合… [傷害入院保険金日額] × 5					
	傷害通院保険金日額	1,500 円	2,500 円	3,000 円	2,500 円	3,000 円	1,500 円
日常生活賠償保険金額 ^(※1)		1 億円	1 億円	1 億円	1 億円	1 億円	—
携行品損害保険金額 ^(※3) (免責金額 3,000 円)		—	—	15 万円	—	15 万円	—
特定感染症危険補償特約		—	—	—	○	○	—
年払保険料		14,250 円	21,100 円	27,890 円	22,480 円	29,900 円	10,220 円

夫婦型 (加入申込票に記名の方(ご本人)とその配偶者)^(※1)

補償項目 (1人あたり)		ケガのみ					
		D	E	F	L	M	H
傷害保険金	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※2)	211 万円	189.5 万円	98 万円	189.5 万円	98 万円	61 万円
	傷害入院保険金日額	2,000 円	4,000 円	6,000 円	4,000 円	6,000 円	2,000 円
	傷害手術保険金	①入院中に受けた手術の場合… [傷害入院保険金日額] × 10 ②①以外の手術の場合… [傷害入院保険金日額] × 5					
	傷害通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	3,000 円	2,000 円	3,000 円	1,000 円
日常生活賠償保険金額		1 億円	1 億円	1 億円	1 億円	1 億円	—
特定感染症危険補償特約		—	—	—	○	○	—
年払保険料(夫婦 2 人分)		16,090 円	25,620 円	33,600 円	27,880 円	36,910 円	11,410 円

(※1) 日常生活賠償保険金は、「個人型」「夫婦型」の名称に関わらず、ご家族も補償されます。詳細はパンフレット別冊4ページをご覧ください。

(※2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(※3) 携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

●上記には「天災危険補償特約」および「傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約」がセットされます

お手続き方法について

手続き区分	手続き方法
新規加入をご希望のお客さま	小田急保険サービス（0120-15-1831）までお問い合わせください。 お手続きに必要な書類を送付いたします。
継続のお客さま （前年のプランから変更なし）	前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続となります。 団体傷害保険加入申込票のご提出は不要です。
継続のお客さま （前年の加入内容から変更あり）	団体傷害保険加入申込票の手続き区分「内容を変更する」に○をつけて変更後の内容をご記入いただき、ご署名の上小田急保険サービスまでご提出ください。
継続をご希望されないお客さま	団体傷害保険加入申込票の手続き区分「継続加入しない」に○をつけてご署名の上小田急保険サービスまでご提出ください。

その他

- 住所（表示）変更された方は、加入申込票のご住所欄を訂正のうえ、ご提出ください。
- 加入者証につきましては、後日申込人住所へご送付申し上げます。

保険金のご請求について

保険金請求 WEB をご利用ください。

【WEB で保険金請求ができる場合】

- ケガをしたご本人（未成年者の場合は親権者）の手続きであること。
- 治療が終了していること。
- 保険金の振込指定口座がご本人名義であること。

お手続きはこちらから↓



①②③を満たしていても次の場合は追加で書類のご提出が必要です。
保険金お支払いセンター担当者からご連絡します。

- ・保険金の請求額が30万円を超える場合
- ・医療機関等への照会が必要な場合
- ・その他、請求にかかわる書類が必要な場合

【ご注意ください】

本制度は福利厚生制度の一環として運営しておりますが、今後も安定して制度を維持していく観点から、著しく保険金請求頻度が高い加入者につきましては、次回継続時に加入内容の変更や引受けの見合わせをお願いする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。